

●香川県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年9月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------------------------|------------|-----------------|---------------|-------------------------|
| 丸亀市土器町西4丁目370番地先 から | 前 | 10.8~11.6 | 25 | 道路維持修繕事 業による現道拡 幅 |
| 丸亀市土器町西4丁目370番地先 まで | 後 | 12.3~13.6 | 25 | |